

平成29年 第5回 奥州市農業委員会農地部会

議 事 録

(平成29年5月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

平成29年 第5回 奥州市農業委員会農地部会議事録

平成29年5月25日（木）午前10時
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 主要会務報告

第4 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（17名）

1 千葉憲雄	2 小野寺和明	3 北條忠夫
4 松平光典	5 菊池勝治	6 星洋子
7 高橋貞信	8 佐藤清喜	9 佐藤順子
10 佐藤永匡	11 菊池靖樹	13 浅倉茂
15 及川良孝	16 菅原賢一	17 高橋公一郎
18 倉成義昭	19 佐藤豊	

欠席委員（2名）

12 岩渕徹矢	14 伊藤周治
---------	---------

事務局職員

事務局長	千葉昌
事務局長補佐	小岩敬一
農地係 係長	高橋学
農地係 上席主任	保志栄美
農地係 主任	柳川明久
農地係 主事	宍戸春佳
江刺分室 上席主任	後藤幸枝
前沢分室 主任	菅原正美
胆沢分室 主査	佐々木治彦
衣川分室 主任	高橋利之

平成29年 第5回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

[開 議]

開 会 10時00分

議 長 ただいまより、平成29年第5回奥州市農業委員会農地部会を開会いたします。
欠席の届出委員は、12番、岩淵徹矢委員、14番、伊藤周治委員です。よって、出席委員は定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てからご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、部会日程に従って進めてまいります。

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定されました。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、7番、高橋貞信委員、8番、佐藤清喜委員の2人を指名いたします。

議 長 日程第3、主要会務報告については、総会の報告と同内容となっておりますので、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、主要会務報告を省略いたします。

議 長 日程第4、議事に入ります。

議 長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理したことをここに報告する。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は14件でございます。

いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望はございません。
以上14件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書5ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について。次のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は7件でございます。

番号1は売り渡すため解約するものでございます。番号2は労力不足のため解約するものでございます。番号3は売り渡すため解約するもので、議案第2号番号70に関連がございます。番号4は売り渡すため解約するものでございます。番号5は耕作者死亡のため解約するものでございます。番号6は病気等による労力不足のため解約するもので、議案第2号番号49に関連がございます。番号7は病気等による労力不足のため解約するもので、議案第2号番号47に関連がございます。

以上7件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(議長の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書7ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定につ

いて。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので可否の決定を求める。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、所有権の移転が4件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が4件の計9件です。

番号1及び番号2は関連案件で同一の内容です。耕作利便のため自作地を交換するものです。番号3は、親戚に贈与するものです。番号4及び番号5は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号6は、代替地の取得による売買です。総額1,550,000円です。番号7は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号8は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。年額15,870円です。番号9は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。

以上9件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書9ページをご覧ください

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、利用権の設定が68件、所有権の移転が9件の計77件です。

初めに利用権の設定です。番号1から番号4は、規模拡大による賃貸借権の新

規設定です。番号5は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号6は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号7から番号12は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号13は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。番号14から番号20は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号21から番号37は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号38から番号40は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。番号41から番号43は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。番号44から番号50は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号51は、農地中間管理機構が行う特例事業による賃貸借権の新規設定です。番号52から番号54は、農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。番号55から番号58は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号59及び番号60は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号61から番号64は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号65及び番号66は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号67及び番号68は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。

続きまして所有権の移転です。番号69から番号77は、個人間の売買です。

以上77件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借受人または譲受人が認定農業者であること。あるいは、今回の申請分を含めて経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第2号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「議長」の声あり)

議長 7番、高橋委員。

7番、高橋です。この申請した時に、貸す方も受ける方も、生きているからやったと思うんですが、その後、亡くなった場合、貸す方が、また新たに再設定をしなきゃならないんでしょうか。19番の譲渡人、ついこの間急遽亡くなりまして、あがってきたから、あれと思ったんだけど、恐らくこれ今後、名義変更等があると思うんですが、土地の、その場合はまた借りた人が申請し直さなきゃならないんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 ただ今の7番委員さんのご質問にお答えをいたします。3条についても基盤強の方にしても同じですけれども、申請をしてから部会にかかるまでの間に亡くなった場合どうするのかというお話でありましたけれども、借りる方、譲受人の方が亡くなった場合には行き先が無くなりますので一回取下げということで、改めてなることになるとは思いますが、貸し人の方が亡くなったということでありまして、それはその時点で相続が発生しますので、その相続人の方で契約をしていただくということになるのかなと思いますけれども、契約が成立していた場合であれば、相続によって全ての権利はその方に移転されるので、改めてということに

はならないんですが、今回の場合は、かかるまでの間ということになりますので、本来であれば取り下げて、改めて相続なった時点で、相続人の方と行うものということになるものかと思います。そういう意味ではこちらの確認不足で、取下げにならないでしまったということになるかと思いますので、大変申し訳ないんですが、この場で取下げていただきまして、改めて相続人の方と契約ということであげさせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。情報提供ありがとうございます。番号19については、取下げということにしたいと思います。いずれ、通常の扱いについては先ほどご説明したとおりでありまして、期間がどこにあるのかという時点で変わりますけれども、貸し人、譲渡し人の事もありますが、そういう形になるかと思います。

議 長 番号19、取下げということになります。
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議 長 議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋農地係長。

農地係長 議案書25ページをご覧ください。

議案第3号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について。奥州市長より農用地利用配分計画案が、次のとおり提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

意見を求められている件数は1件でございます。

番号1は、賃貸借権の設定で、期間は、平成29年6月30日から平成39年6月29日となっております。また、対価につきましては、土地所有者と耕作者との折り合いがついた価格となっております。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、計画案にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 暫時休憩いたします。

(10時19分 休憩)

(10時20分 再開)

議長 再開いたします。

議長 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書26ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は2件でございます。

番号1は、隣接事業所の車載車と従業員用の駐車場を整備するものです。車載車用駐車場2台分48㎡、従業員用駐車場3台分37.5㎡、通路、転回スペース39.5㎡を整備するものでございます。番号2は、貸家2棟を建築整備するもので、総事業面積は隣接する宅地等と合せて676.24㎡でございます。貸家2棟151.54㎡、物置2棟2.62㎡、駐車場8台分104.05㎡、通路等418.03㎡を建築整備するものでございます。

以上、2件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。

議案第4号の補足説明を行います。

番号1は、第1種及び第3種農地の要件に該当しないことから第2種農地と判

断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地でない10ha未満の小団地の農地であること。隣接事業所の車載車及び従業員用の駐車場を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。収入を得て生活の安定を図るため貸家2棟を建築整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1及び番号2について、17番、高橋公一郎委員お願いいたします。

17番委員 17番、高橋でございます。5月10日、私と菅原亮一委員、事務局職員2人の4人で現地を見てまいりました。番号1でございますが、場所は国道4号線のマツヤの西側になります。4mの市道を取るために宅地との間に田んぼが若干残った場所でございます。農地としては適用できないような状態の田んぼでございます。隣接事業所の駐車場として利用したいということでございますので、これについては許可相当であるということで見えてまいりました。番号2でございますが、水沢体育館の西の道路挟んで100m北西側でございます。周りは全て宅地でございます。都市計画区域内でございますので、これについても許可相当というふうに見えてまいりました。以上でございます。

議長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書27ページをご覧ください。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は11件でございます。

番号1は、売買により宅地分譲2区画442㎡を整備するものでございます。番号2は、売買により従業員用駐車場等を整備するものでございます。駐車場13台分195㎡、転回スペース206㎡、花壇30㎡を整備するものでございます。番号3は、売買により居宅の建築工事においてはみ出してしまったL字擁壁分の敷地1.76㎡を拡張するものでございます。番号4は、使用貸借により太陽光発電施設を整備するもので、総事業面積は隣接する原野と合せまして1,402㎡でございます。太陽光パネル224枚328.97㎡、パワーコンディショナー9台、付帯設備、通路等552.03㎡を整備するもので、パワーコンディショナーについては架台に取付けるものでございます。番号5及び番号6につきましては関連案件でございます。売買により宅地分譲3区画を整備するもので、総事業面積は877㎡です。宅地分譲3区画753㎡、通路124㎡を整備するものでございます。番号7は、売買により宅地分譲1区画345㎡を整備するものでございます。番号8は、売買により宅地分譲1区画234㎡を整備するものでございます。番号9は、売買により居宅等を建築整備するものでございます。居宅1棟56.31㎡、駐車場2台分50㎡、通路、庭76㎡を建築整備するものでございます。番号10は、使用貸借により居宅等を建築整備するものでございます。居宅1棟104.34㎡、駐車スペース4台分119㎡、通路、転回スペース85㎡を建築整備するものでございます。番号11は、売買により貸駐車場を整備するものです。駐車場9台分381㎡、通路109㎡を整備するものでございます。

以上、11件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。

議案第5号の補足説明を行います。

番号1は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲2区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、過去の実績もあり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は

原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること、従業員駐車場を借用していることからそれを解消するため従業員駐車場を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号3は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。居宅の建築工事においてはみ出してしまったL字擁壁分の敷地を拡張するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号4は、第1種及び第3種の要件に該当しないことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地内でない10ha未満の小団地の農地であること。事業拡張のため太陽光発電施設を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号5及び番号6は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲3区画を整備するもので、過去の実績もあり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号7は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲1区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、過去の実績もあり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号8は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲1区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、過去の実績もあり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものです。番号9は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される居宅であること。アパート住まいのため自己住宅を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号10は、第1種及び第3種農地の要件に該当しないことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地内でない10ha未満の小団地の農地であること。母屋が手狭になったことから、親子間の使用貸借により母屋の近傍地に自己住宅を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号11は、農地法施行規則第46条に該当することから第2種農地

と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第46条に規定する市街地に近接する区域内の農地でその規模が10ha未満であること。付近の駐車場が不足のため貸駐車場を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものがございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1及び番号2について、17番、高橋公一郎委員お願いいたします。

17番委員 17番、高橋でございます。

5月10日、私と菅原亮一委員、事務局職員2人の4人で現地を見てまいりました。番号1につきましては、林前公園のすぐ北側でございます。周りは市道と宅地でございます。宅建業者でもあり、問題は無いというふうに見てまいりました。番号2は、JA岩手ふるさと水沢地域センターのすぐ北側になります。職員の駐車場に隣接しており、周りは全て宅地でございます。これも事業所の駐車場として利用するというところでございますので、許可相当というふうに見てまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号3から番号6について、11番、菊池靖樹委員お願いいたします。

11番委員 番号3から6について説明します。5月10日、菊地静江委員、事務局職員2人と私と4人で行ってまいりました。番号3の場所は、江刺総合支所から南西に約1.5km、奥州市愛宕地区センターから北東に約700m。県農産物改良種苗センターの正面という場所になります。これは宅地をした時にL型が曲がったような感じで、基礎も作ってますし、三和土も打ってましたのでどうしようもないということで、許可相当と見てまいりました。番号4の場所は、江刺総合支所から東に約6.7km、藤里地区センターから北に約1.9km。隣接するのは、東が用悪水路と原野、西が原野、南が宅地、北が用悪水路と原野となっております。事前着工も無く、許可相当と見てまいりました。番号5及び番号6ですが、場所は、江刺総合支所から南西に約1.5km、愛宕地区センターから北東に約700m。隣接するのは東が宅地、西が畑、南が市道、北は畑で、本当にきれいで平らなところでありますし、宅地にするには大変申し分ない場所であります。あそこの地区は人も増えてますので、許可相当ということをお話してまいりました。以上です。

議長 次に、番号7から番号10について、2番、小野寺和明委員お願いいたします。

2番委員 2番、小野寺です。5月11日、私と鈴木哲也委員と事務局職員2人の4人で現地確認をしてまいりました。番号7の申請地は、奥州市役所前沢総合支所から南に約1.6km、沖田公民館から南東に約30mに位置しており、申請地の周辺地目は、東は畑、西は市道、南と北は宅地となっていました。地目、現況とも畑で、宅地分譲1区画を整備するもので、事前着工も無く、現地確認の結果、許可相当であると判断してまいりました。番号8の申請地は、前沢総合支所から北に約440m、前沢保育所から南西に約70mに位置しており、申請地の周辺地目は東は市道、西

は畑、南と北は宅地となっております。地目、現況とも畑で、宅地分譲1区画を整備するもので、事前着工も無く、現地確認の結果、許可相当であると判断してまいりました。番号9の申請地は、前沢総合支所から北東に約2.7km、水沢消防署前沢分署から北東に1kmに位置しており、申請地の周辺地目は、東は畑と県道、西は宅地、南は県道、北は畑となっております。地目、現況とも畑で、居宅等を建築整備するもので、事前着工も無く、現地確認の結果、許可相当であると判断しました。番号10の申請地は、前沢総合支所から北東に3.6km、旧白山小学校から南に400mに位置しており、申請地の周辺地目は、東は市道、西は赤線の道、南は畑、北は公衆用道路となっております。地目、現況とも田で、居宅等を建築整備するもので、事前着工も無く、現地確認の結果、許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議長 次に、番号11について、4番、松平光典委員お願いいたします。

4番委員 4番、松平です。番号11について現地の確認をいたしましたので報告いたします。5月11日、高橋昭委員と事務局職員2人と私の4人で現地を確認してまいりました。現地は奥州市役所胆沢総合支所から東に約5.6km、県立胆沢病院から南に約450mに位置しています。申請地の周辺地目は、東は市道、西は宅地、南は宅地、北は畑となっております。貸駐車場を整備するということですが、9台分にしては少し広いのではないかと話しましたが、借りる方々の内諾書もありましたので、許可相当であると判断してまいりました。以上報告いたします。

議長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書30ページをご覧ください。

議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について。次のとおり、農地法の適用を受けない土地であることの証明願の提出があったので、可否の決定を求める。平成29年5月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は7件でございます。

番号1は、昭和10年頃に親類から譲り受けた既存の倉庫を曳行移転して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地277㎡となっております。番号2は、昭和47年頃に貸家3棟を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地340㎡となっております。番号1及び番号2については、5月10日に高橋公一郎委員、菅原亮一委員が現地確認を行ってございます。番号3は、耕作等不便地であることから、昭和63年頃から利用されなくなり、その後山林化したもので、現地は山林34,743㎡となっております。番号4は、昭和35年頃に居宅への進入路を整備して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地89㎡となっております。番号5は、昭和52年頃に宅地への進入路を整備して以来、宅地として管理しているもので、現地は宅地126㎡となっております。番号3から番号5については、5月10日に菊池靖樹委員、菊地静江委員が現地確認を行ってございます。番号6は、昭和56年頃に畜舎及び無人販売所を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地50㎡となっております。番号6については、5月11日に小野寺和明委員、鈴木哲也委員が現地確認を行ってございます。番号7は、昭和56年頃に居宅への進入路を整備し、平成元年頃に車庫を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地393㎡となっております。番号7については、5月11日に松平光典委員、高橋昭委員が現地確認を行ってございます。

以上7件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1及び番号2について、17番、高橋公一郎委員お願いいたします。

17番委員 17番、高橋でございます。5月10日、私と菅原亮一委員、事務局職員2人と現地を見てまいりました。番号1については、奥州市役所から南東に5.7km、奥州市立姉体小学校から南に1.3kmのところのところに位置しております。ちょうど前沢との境あたりでございます。昭和10年頃ということですのでかなり昔に立派な納屋が建っております。西側は宅地でございます、東側に田んぼ、南北は畑でございます、宅地の中に立派な納屋が建っているということで、適用外証明もやむなしと見てまいりました。番号2、奥州市立南地区センターから90m、駐車場の西側に隣接しております。昭和47年頃に貸家が3棟建っております、地目は田んぼになってますけども、立派な貸家が3棟建っております。これも適用外証明やむなしというふうに見てまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号3から番号5について、11番、菊池靖樹委員お願いいたします。

11番委員 番号3から番号5について説明いたします。5月10日、菊地静江委員、事務局職員2人と私の4人で行ってまいりました。番号3の場所については、大東と江

刺区の境の霊園の上にあるところですが、この場所なんです、昭和63年頃から牧野内ではありますが、山林がちであるため不耕作状態となり、農地への復元が困難な場所でありました。進入路もありましたけれども、そこはもう雑木がいっぱい生えていましたので、話し合いの結果、やむなしということをしてまいりました。番号4の場所ですが、江刺総合支所から西に450m、江刺第一中学校から南西に約200m。隣接するのは、東が田、西が田、南が市道、北が宅地であります。昭和35年頃に進入路を整備して以来、宅地として利用していますが、今家を新築するために測量をしたところ、農地がかかっていることが分かったそうなので今回申請になりましたけれども、これを農地に戻すということは、三和土打ってましたし、農地に戻すと軽トラも通れないような狭い門口になりますのでやむなしと話し合いました。番号5の場所については、新幹線江刺水沢駅から正面を出て江刺総合支所に向かって右に行き、正面出て右に行き最初の橋の終わったところのすぐ下です。昭和52年頃に居宅への進入路を整備して以来、宅地として利用しています。ここは東が宅地、西が県道、南と北が畑です。ぐるっと見たんですけれども、また道路を作って県道に出るといことはなかなか大変なので、これもやむなしということで話し合いました。以上です。

議長 次に、番号6について、2番、小野寺和明委員お願いいたします。

2番委員 2番、小野寺です。番号6は、5月11日、私と鈴木哲也委員と事務局職員2人の4人で現地確認をしてまいりました。現地は、前沢総合支所から北東に2.7km、水沢消防署前沢分署から北東に1kmのところ、申請地の周辺地目は、東は県道、西は畑、南は県道、北は宅地でした。地目は畑ですが現況は宅地になっていて、昭和56年頃に畜舎及び無人販売の小屋を建てて使用していましたが、平成13年県道拡幅工事に伴い解体した後は産直施設及び精米施設の敷地として利用していたもので、申請地はもうすでに舗装になっていて36年も経過していることから農地への復元が困難であり、適用外もやむなしと判断しました。以上です。

議長 次に、番号7について、4番、松平光典委員お願いいたします。

4番委員 4番、松平です。番号7について報告いたします。5月11日、高橋昭委員と事務局職員2人と私の4人で現地を確認してまいりました。現地は奥州市役所胆沢総合支所から南西に約1.2km、奥州市立小山西幼稚園から北に約400mに位置しております。申請地の周辺地目は、東は宅地と原野、西は宅地と畑、南は原野、北は畑と水路となっております。大変変わった形をしておりましたが、居宅への進入路として、また車庫も建てられていましたので、適用外もやむなしと判断してまいりました。以上報告いたします。

議長 議案第6号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして本日の奥州市農業委員会農地部会を閉会いたします。

閉 会 11時00分